

南湖公園をはじめ、市内の文化財を見学し、有意義な研修であった。講習会の内容は次のとおりである。

○講義及び講師

「天然記念物の樹勢回復について」

福島県林業試験場育林部長

「開発と埋蔵文化財の保護について」

国学院大学助教授

「工芸技術調査の方法と問題点」

文化庁無形文化民俗文化課教官

「工芸技術調査の方法と問題点」

大滝幹夫

○分科会事例発表者

「古文書調査の方針と問題点」

財福島県文化センター歴史資料課

長 蒲田 宏

「開発側との事前協議について」

郡山市教育委員会主事 佐藤満夫

○現地研修

白河城跡と忠誠銘碑—白河関跡—南

湖公園—小峰寺厨子

四、工芸技術・文化財保存技術の調査

今年度の調査は、文化庁が行う「市町村指定無形文化財の実態調査」及び「伝統的工芸技術の調査」に加えて、県単独事業の「保存技術」の調査を行うものである。

工芸技術とは各地域に伝承される伝統的な工芸品、日用雑貨、玩具類を製作する技術、及びそれらの製作に欠くことのできない原材料、工（用）具を調製、加工する技術等をさし、文化財

保存技術とは有形文化財、無形文化財、民俗文化財、及び記念物等の保存のために必要な材料の製作、修理修復等の技術、技能をさすものである。今回の調査はこれらの技術の実態を調査し、その保護、育成を図るために基礎資料を得ようとするものである。

五、文化財読本・文化財読本指導の手引きの改訂発行

六、民俗文化財調査

七、民謡調査

文化財読本は発行以来約十年を経過したが、その間新たに指定された文化財も多く、また昭和五十年の文化財保護法の改正等によつて、改訂を求める声が聞かれるようになつた。

本年度は、新しく指定された文化財を加え、文化財保護法の改正の結果も踏まえて、文化財読本の一部改訂を行うこととした。

また文化財指導の手引きについては昭和五十五年から五十七年にかけて、小学校、中学校、高等学校において新しい学習指導要領が施行されることになつてゐるので、執筆を現場の先生に依頼し、全面的書きかえ、改訂をすることにしている。

新しい文化財読本及び文化財読本指導の手引きは、昭和五十五年度に印刷発行し、県下各学校、各公民館、図書館等に配布する予定である。

この調査は最近の社会構造の変遷に

よつて、伝統的な生活様式や風俗慣習が急変し、有形・無形の民俗文化財が急速に失われつつあるので、全県の実態を調査し、保護対策の基礎資料とするものである。

本年は昨年に続いて、五十か所の調査を実施し、約六十項目の分布図を作成する。

本年は昨年に続いて、五十か所の調査を実施し、約六十項目の分布図を作成する。

市民会館で開催された。出演団体は次の七団体である。

八、第二十九回福島県民俗芸能大会

九、埋蔵文化財保護調査の現況

十、民謡調査の現況

十一、文化財調査の現況

十二、埋蔵文化財保護調査の現況

十三、文化財調査の現況

十四、埋蔵文化財保護調査の現況

十五、文化財調査の現況

十六、埋蔵文化財保護調査の現況

十七、文化財調査の現況

十八、埋蔵文化財保護調査の現況

十九、文化財調査の現況

二十、埋蔵文化財保護調査の現況

二十一、文化財調査の現況

二十二、埋蔵文化財保護調査の現況

二十三、文化財調査の現況

二十四、埋蔵文化財保護調査の現況

二十五、文化財調査の現況

二十六、埋蔵文化財保護調査の現況

二十七、文化財調査の現況

二十八、埋蔵文化財保護調査の現況

二十九、文化財調査の現況

三十、埋蔵文化財保護調査の現況

県内に継承されている民俗芸能のうち、価値の高いものを公開し、民俗芸能に対する一般的理解と認識を深めるとともに、記録保存を図るために、毎年県内もしまわりで開催しているが、本年度は県教育委員会、相馬市、相馬市教育委員会、相馬市民会館、福島民友新聞社の主催で、十一月十一日に相馬市民会館で開催された。

年次は県教育委員会、相馬市、相馬市

教育委員会、相馬市民会館、福島民友新聞社の主催で、十一月十一日に相馬

市民会館で開催された。

年次は県教育委員会、相馬市、相馬市

教育委員会、相馬市民会館、福島民友新聞社の主催で、十一月十一日に相馬

市民会館で開催された。